

## 納税等徴収金のキャッシュレス(スマホ)収納導入について

### 1. 導入目的

#### (1) 納税者等の利便性の向上による収納率の向上

コンビニ収納のために追加されている納付書のバーコードをスマートフォンで読み取ることにより、コンビニに出かけることなくいつでもどこからでも納付が可能になることで、納期限内納付のさらなる収納率向上が期待できる。

#### (2) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策への寄与

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、現金を避けてキャッシュレス決済を選ぶ人が増えている。現金に触れず、また人との接触を避けることができることにより、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策に寄与することができる。

### 2. 本市におけるスマホ収納の範囲

担当課	スマホ収納を行う税等	備考
税務課	市税	普通徴収分
医療保険課	国民健康保険税	普通徴収分
	後期高齢者医療保険料	普通徴収分
子育て支援課	幼稚園授業料	
	保育料	
高齢介護課	介護保険料	普通徴収分
住宅課	市営住宅使用料	
	市営住宅駐車場使用料	
学校教育課	児童クラブ利用料	
学校給食課	学校給食費	

※対象範囲のものは、すべて現在コンビニ収納を実施しているもの。

### 3. 本市が採用する決済アプリ

「PayPay」(ペイペイ)及び「LINE Pay」(ラインペイ)の2種類

### 4. スマホ収納における注意点

#### ・発行されない領収証

スマホ収納に対しては納付証明書が発行されないため、アプリ画面での表示や広報誌、ホームページ掲載等での積極的PRで市民への周知を図る。

### 5. 導入開始時期

令和3年4月1日